

あけぼのアート&コミュニティセンター
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

あけぼのアート&コミュニティセンター事務局
管理運営：NPO 法人コンカリーニョ

●ガイドラインの作成における基本方針

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、新型コロナウイルス感染予防対策としての基本的姿勢を整理したものです。

新型コロナウイルス感染症は、その発生から既に3年を超え、医療的な知見の蓄積やワクチン接種の進展等により、一定程度の重症化抑止が図られて来ています。また、社会、経済活動の再開も求められることなどから、国ではマスク着用について個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとし、併せて、今後特段の事情が生じない限り、5月8日からは感染症法上の位置づけを2類相当から5類に変更することとなっています。

それを受けて、当施設は、施設規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当施設職員および来館利用者の社会・経済活動と感染防止を両立させた新しい生活様式・スマートライフと共存し、地域の文化拠点としての役割を果たしていく必要があります。

- ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ② 密集場所（多くの人が密集している）
- ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在します。施設の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させることを求めています。

◎改訂にあたって

当施設の感染拡大防止ガイドライン策定にあたり参考とした、令和2年5月14日発出の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染防止拡大ガイドライン」は、当時、緊急事態宣言により施設閉鎖や公演中止が続く中で、施設や公演を再開するために必要となる劇場、音楽堂等に適応した感染防止策を示したもので、その後も感染状況に応じた改定を進めてきました。なお、改訂にあたっては、基本的には従来の防止策を踏襲しつつ、新たな知見や状況を踏まえた対応策等が盛り込まれており、その内容を参考としています。本ガイドラインで示した基本となる感染防止策を可能な限り実施した上で、施設の特性や公演の態様に応じて、それぞれで感染防止の取組として実施してください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染の動向のほか、国の対処方針の変更や専門家の知見等により、必要に応じて適宜改訂を行うものとします

●施設内における具体的対策

1. 施設運営上の対策

- ・必要回数のワクチン接種の推奨
- ・必要に応じたマスクの着脱
- ➔マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用する
- ・手指の消毒や手洗いの推奨
- ・咳エチケットの推奨
- ・相互の人と人が触れ合わない程度の距離の確保
- ・常時換気の徹底
- ・各自で検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
- ➔咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
- ※検温時の高い発熱の目安としては、37.5 度以上、または 37.5 度未満でも平熱よりも高い場合は該当とします。
- ・受付にビニールカーテンを設置し、飛沫感染を予防する。
- ・利用上の注意点・推奨項目を記載した案内を全利用者に配布し、各自の対応を促すこととする。
- ・ロビーや共用部での飲食は、特に制限を課さないが、感染防止の観点を持って飲食していただくように促すこととする。
- ・不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、引き続き必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。

2. 各部屋の利用に関する具体的対策

□校舎棟（自由来館スペース）

① 図書室

② 玄関スペース

③ グラウンド

- ・消毒用アルコールは引き続き設置し、来館者の手指消毒、手洗いを推奨する。
- ・原則的に常時換気を行う

□校舎棟（音楽室・中ホール・交流室）

① 利用における各部屋共通の対策

- ・必要に応じたマスクの着脱を呼びかける

→マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用する

- ・手指の消毒や手洗いの推奨
- ・咳エチケットの推奨
- ・相互の人と人が触れ合わない程度の距離の確保
- ・換気設備を利用するなど、常時換気の徹底
- ・備品等の消毒用品を任意で貸し出す

② 各部屋ごとの対応について

■交流室

当面の間、調理を伴う会合等の場合はリスク軽減のため「調理」と「会食・会合」のタイミングを独立、分離するよう推奨する。

※一部の利用についてマスクを装着することを条件に、定員の制限を撤廃するものとする。

■音楽室、中ホール

当面の間、使用後のピアノなどについては、引き続き事務局が消毒、清掃作業を行うものとする。

また、公演等での利用の場合の留意点は、後の項目で内容を列記する。

■体育館

・換気は、換気設備を利用しての常時換気となります。当施設は近隣への配慮の為、窓を開放しての利用はできません。

※換気について上記が守られない場合は、施設利用要領に従って利用中止の措置を取ることがあります。

③ 連絡について

・新型コロナウイルスに関連しての緊急連絡先は原則求めません。（ただし、施設利用上の必要事項としての連絡先等の提出は引き続き実施します。）

- ・発生した感染者等の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。

・施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応は、事務局職員が適切に対応する。また対応の際は不織布マスクや手袋等の装着を行うこととします。

3. イベント等の開催について

当面の間は、貸館利用での公演主催者には以下の具体的な感染防止策実施の協力を求めることとします。当施設が主催するイベント・講座等は、必要と思われる感染防止対策を実施したうえで、情勢を鑑みて適宜判断し、開催します。

(1) 利用について

・会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。
一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けた利用としてください。

(2) 客席の配席（収容率）

・来場者の配席については、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
・なお、高齢者等が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。
・公演時の出演者を除き、施設内では必要に応じて主催側の人員のマスクの着用を依頼し、公演前後の手指消毒をしてください。
・控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
・また、控室は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。
・その他、練習・稽古や設営・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者については、必要回数のワクチン接種をすることを推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

・施設内でのマスク着脱は個人の判断ですが、高齢者など感染リスクの高い周囲の来場者への配慮を必要に応じて促してください。
・入退場時の密集回避のため、一定の距離の間隔を確保してください。
・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒・清掃を適宜行ってください。
・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等により異なりますが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、マスク未着用者同士が隣り合っても一定の感染抑制が可能と思われます。併せて、開場・休憩時間の隣席との会話や、本番中の笑い声や一時的な発声についても、必要以上に制限を行わないように留意ください。

休憩時間や入退場時には密集が発生しないように対策を講じてください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

・来場者の案内や誘導に際しては人と人が触れ合わない程度の距離を取るとともに、必要に応じて不織布マスクを着用してください。

4. 感染者が発生した場合の対策

感染が疑われる者が発生した場合、対応する人員（職員、利用者ともに）は、不織布マスクや手袋の着用など適切な防護対策を講じた上で対応してください。

そのうえで、医療機関への相談等、札幌市および保健所が推奨する対応を適切に実施するようにしてください。感染者が発生した部屋は、施設職員にて適宜消毒・換気を実施します。

令和2年5月28日施行

令和2年8月1日改訂

令和2年7月1日改訂

令和2年10月1日改訂

令和2年11月28日改訂

令和3年1月29日改訂

令和3年2月26日改訂

令和4年9月30日改訂

令和5年3月13日改訂

以上